

令和 2 年 8 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1 件）

- 令和 2 年 8 月 7 日、1 名の方にお支払い済みの遺族年金が過払いとなっていたことが判明しました。

支給額の算定において、令和元年 8 月分以降、労災保険の遺族（補償）年金の支給額が変更されていたにもかかわらず、船員保険の遺族年金※の変更を行わないままお支払いしていたことが原因です。

ご本人に事情をご説明のうえお詫びし、ご返納いただくことでご了解いただきました。再発防止策として、支給金額確認時のチェック項目を見直すよう改善しました。

- ※ 労災保険では遺族（補償）年金の給付の基礎となる給付基礎日額に年齢・階層別の最高限度額が適用される仕組みとなっているため、限度額を適用していない船員法の災害補償を補完する観点から、船員保険の標準報酬日額が最高限度額を上回る場合に、その差額を船員保険から支給しています。